

平成20年度ユニバーサルサービス負担金徴収に係る 最終算定月について

平成20年度のユニバーサルサービス制度に係る負担金の徴収については、平成19年11月28日付け総務大臣の認可に基づき、NTT東西への補てん対象額135億6,081万6千円及び支援事務費6,693万8千円、合計136億2,775万3千円を、平成20年1月算定月（1月の利用電話番号）から12月算定月（12月の利用電話番号）までの予定で、月額6円の番号単価を適用して負担対象事業者から毎月徴収をしてきています。

今般、平成20年11月算定月（11月の利用電話番号）の負担金算定の結果、残る1ヶ月をもって上記の補てん対象額等136億2,775万3千円を徴収しきれないため平成20年度最終算定月は平成21年1月となり、月額6円の番号単価は、平成21年1月利用分の電話番号数まで適用のこととなります。これにより月額8円の新番号単価は、平成21年2月利用分の電話番号数から適用となります。

なお、最終算定月が、平成20年12月から平成21年1月に変更となる理由は、電話番号数の毎月の伸びが徐々に小さくなってきていることが主な要因です。

参考：「最終算定月」とは

基礎的電気役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）第27条第1項に規定されています。

具体的には、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の徴収について、その年度の最終の負担金の徴収月を規定したもので、第27条第1項では「その年度における毎月の負担金の徴収額が補てん対象額等の額を超える月」を最終算定月と規定しています。